

令和 4 年

第 6 回議会臨時会会議録

自 令和4年11月25日

至 令和4年11月25日

福島県会津坂下町議会

令和4年第6回会津坂下町議会臨時会会議録

令和4年11月25日から令和4年11月25日まで第6回臨時会が町役場議場に招集された。

令和4年11月25日 午前10時00分

1. 応招議員（14名）

1番 目黒克博	2番 蓮沼文明	3番 物江政博
4番 赤城大地	5番 横山智代	6番 渡部正司
7番 佐藤宗太	8番 山口享	9番 青木美貴子
10番 渡部順子	11番 五十嵐一夫	12番 酒井育子
13番 小畑博司	14番 水野孝一	

2. 不応招議員（0名）

3. 出席議員は応招議員と同じ。

4. 欠席議員は不応招議員と同じ。

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	五十嵐 隆 裕	書	記	中 村 夏 実
書	記	加 藤 秀 法		

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名

町 長	古 川 庄 平	副 町 長	板 橋 正 良
総 務 課 長	佐 藤 銀四郎	政策財務課長	佐 藤 秀 一
生 活 課 長	新井田 英	建 設 課 長	古 川 一 夫

◎開会及び開議の宣告

◎議長（水野孝一君）

皆さん、おはようございます。

只今の出席議員は、14名であります。定足数に達しておりますので、これより令和4年第6回会津坂下町議会臨時会を開会いたします。

（開会 午前10時00分）

ただちに、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元にお配りした議事日程のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

◎議長（水野孝一君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員として3番 物江政博君、4番 赤城大地君のお二人を指名いたします。

◎会期の決定

◎議長（水野孝一君）

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

第6回臨時会の会期は、本日1日としたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

ご異議ないものと認めます。よって、本臨時会は、本日1日と決定いたしました。

◎町長あいさつ

◎議長（水野孝一君）

町長より挨拶の申し出がありますので、これを許可いたします。

◎町長（古川庄平君）

議長、町長。

◎議長（水野孝一君）

古川町長。

◎町長（古川庄平君）

改めて、みなさんおはようございます。

本日ここに、令和４年第６回臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、公私ともにご多忙のところご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本日ご提案申し上げる案件は福島県人事委員会勧告に準拠し、職員の給与を改定するため、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例１件、令和４年度会津坂下町一般会計補正予算（第６号）他補正予算７件、計８件のご提案となります。

上程した案件につきましては、印刷物によりお手元に差し上げたとおりであります、なにとぞ慎重なるご審議のうえ、原案のとおり承認賜りますようお願い申しあげまして、私の挨拶といたします。

どうぞよろしくお願いします。

◎議案第７８号から議案第８５号まで一括上程・説明・質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

日程第３、議案第７８号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」から、議案第８５号「令和４年度 会津坂下町 水道事業会計補正予算（第３号）」までを一括議題といたします。

一括議題とした議案の件名を職員に朗読させます。

◎書記（加藤秀法君）

議案第７８号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第７９号 令和４年度会津坂下町一般会計補正予算（第６号）

議案第８０号 令和４年度会津坂下町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）

議案第８１号 令和４年度会津坂下町介護保険特別会計補正予算（第３号）

議案第８２号 令和４年度会津坂下町下水道事業特別会計補正予算（第２号）

議案第８３号 令和４年度会津坂下町坂下東第一地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第２号）

議案第８４号 令和４年度会津坂下町農業集落排水事業特別会計補正予算（第３号）

議案第８５号 令和４年度会津坂下町水道事業会計補正予算（第３号）

◎議長（水野孝一君）

これより、一括議題とした議案について、順次説明を求めます。

初めに、議案第７８号について説明を求めます。

◎総務課長（佐藤銀四郎君）

議長、総務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤総務課長。

◎総務課長（佐藤銀四郎君）

改めまして、おはようございます。

議案第78号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」について、ご説明をいたします。

今回の改正は、福島県人事委員会の勧告に基づき、町条例を改正するものであります。

勧告の内容は、本年4月分の月例給について、民間給与が、職員給与を上回る結果となったことから、初任給を中心に、若年層の給料月額を引上げ改正し、4月に遡って、給料表を平均で0.23%引き上げる内容となります。期末・勤勉手当に、つきましても、昨年8月から本年7月までの1年間の民間における支給状況を反映し、民間の特別給の年間支給割合が、職員の期末・勤勉手当を0.10月上回る結果となったことから、0.10月引上げ、再任用職員についても0.05月引き上げるものであります。

以上のことから、令和4年度の給料表及び勤勉手当の支給月数を改めるものであります。

この改正条例の第1条は、勧告に基づき令和4年度の期末手当及び勤勉手当の支給月数と給料表を改正するものであり、第2条については、令和5年度以降の期末手当及び勤勉手当の支給月数を勧告に合わせ改正するものであります。

詳細につきましては、資料の新旧対照表により、ご説明を申し上げますので、新旧対照表の第1条参考資料をご覧ください。

右の旧が改正前、左の新が改正後でありまして、下線部分が改正箇所であります。

第20条第2項中「期末手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の117.5」の次に「、12月に支給する場合には100分の122.5」を加え、同条第3項中「100分の65」の次に「、100分の122.5」とあるのは「100分の70」を加えます。

次に、第21条第2項第1号中「月額の合計額を加算した額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の95」の次に「、12月に支給する場合には100分の100」を加えるものであります。

また、1ページ下段から6ページ迄の、別表第1を、改めるものであります。なお、別表1の改正点につきましては、1級につきましては、1号から87号までを、2級につきましては、1号から55号までを、3級につきましては、1号から35号までを、4級につきましては、1号から15号までを、5級につきましては1号から7号までを改正するものでございます。

次に、7ページの第2条参考資料の新旧対照表をご覧ください。

第20条第2項中「、6月に支給する場合には100分の117.5、12月に支給する場合には100分の122.5」を、「100分の120」に改め、同条第3項中「100分の117.5」とあるのは「100分の65」、「100分の122.5」とあるのは「100分の70」を「100分の120」とあるのは「100分の67.5」に改めます。

第21条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の95、12月に支給する場合には100分の100」を、「100分の97.5」に改めるものであります。

次に、議案に戻っていただき、

附則といたしまして、第1条第1項は、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行するものであります。

第2項として、第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例の規定は、令和4年4月1日から適用するものであります。

第2条は、改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改

正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。というものであります。

説明は、以上であります。

◎議長（水野孝一君）

続いて、議案第79号について説明を求めます。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

議長、政策財務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

おはようございます。議案第79号 令和4年度会津坂下町一般会計補正予算（第6号）について、ご説明申し上げます。

第1条 歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額に700万円を追加し、予算の総額を83億6,006万7千円とするものです。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による、とするものです。

次に、第2条 地方債の追加は、「第2表地方債補正」による、とするものです。

1ページをご覧ください。

「第1表 歳出予算補正」につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。

4ページをご覧ください。

「第2表 地方債補正」についてご説明いたします。今回の補正では、追加が1件です。

追加となる「農地農業施設災害復旧事業」は、8月3日から4日の豪雨により被災にした袋原地区、本名地区の農地農業施設の災害復旧工事にかかる、測量設計委託に伴うもので災害復旧事業債700万円を追加するものです。

事項別明細書についてご説明申し上げます。

1ページ総括の歳入につきましては、21款 町債のみで、補正前の額83億5,306万7千円、補正額700万円の増、補正後の額83億6,006万7千円となります。

2ページをご覧ください。

歳出につきましては、1款 議会費から13款 予備費まで、補正前の額、補正額、補正後の額につきましては、歳入と同額となります。

財源内訳につきましては、地方債が700万円の増であります。

今回の補正予算につきましては、福島県人事委員会勧告に準拠した人件費の補正、及び8月の豪雨により被災した農地農業施設災害復旧工事に伴う測量設計費用を計上するものです。

本年度の福島県人事委員会勧告の内容は、月例給については、民間給与との較差0.21%を埋めるため、初任給を中心に若年層に重点を置いて給料月額を引き上げ、また、特別給についても、民間の支給状況等を踏まえ0.1月分引き上げ、年間支給月数を4.35月分とする、というものでした。

本町におきましては、月例給は、主査以下の職員64名が月額200円から4,000

円の改定となり、総額153万8千円の増額で、一人当たり平均24,031円の増額となります。職員手当等については、期末手当と勤勉手当がそれぞれ0.05月引き上げとなり、該当者は163名、改定総額は、589万7千円の増額で、一人当たり平均35,524円の増額となります。また、時間外手当の差額分が6万8千円の増額となり、共済費や特別会計への繰出金も含めた総額で903万2千円の増額を計上したものです。

3ページをご覧ください。「2 歳入」の詳細について説明いたします。

21款町債 町債につきましては、第2表の地方債の補正によりご説明したとおり、追加が1件です。これにより、町債の総額は700万円増の2億6,194万円となります。

4ページをご覧ください。「3 歳出」についてご説明いたします。

1款1項1目 議会費 補正額8万4千円の増は議会事務局2名分の人件費を計上しました。

2款1項1目 一般管理費 補正額275万円の増は行政管理班・出納室・政策財務課・庁舎整備課の32名分の人件費と、一般会計全職員の共済組合負担金を計上しました。

5ページをご覧ください。

2款1項4目 会計管理費 補正額2千円の増は、出納室職員の人件費を計上しました。

2款2項1目 税務総務費 補正額36万5千円の増は、税務管理班9名分の人件費を計上しました。

6ページをご覧ください。

2款3項1目 戸籍住民基本台帳費 補正額24万8千円の増は、戸籍環境班4名分の人件費を計上しました。

2款4項1目 選挙管理委員会費 補正額3万2千円の増は、行政管理班1名分の人件費を計上しました。

7ページをご覧ください。

2款5項1目 統計調査総務費 補正額1万3千円の増は、政策企画班1名分の人件費を計上しました。

3款1項1目 社会福祉総務費 補正額108万2千円の増は、福祉健康班6名と国民健康保険特別会計職員5名、介護保険特別会計職員5名分の人件費を計上しました。

8ページをご覧ください。

3款2項4目 児童福祉施設費 補正額61万4千円の増は、保育所13名分の人件費を計上しました。

4款1項1目 保健衛生総務費 補正額39万5千円の増は、福祉健康班9名分の人件費を計上しました。

9ページをご覧ください。

6款1項2目 農業総務費 補正額47万3千円の増は、農林振興班9名、国土調査業務に係る財務管理班1名分の人件費を計上しました。

5目 農地費 補正額7万9千円の増は、農林振興班2名と農業集落排水事業特別会計職員1名分の人件費を計上しました。

10ページをご覧ください。

7款1項1目 商工総務費 補正額22万円の増は、商工観光班5名分の人件費を計上しました。

8款1項1目 土木総務費 補正額21万5千円の増は、都市土木班5名分の人件費を計上しました。

11ページをご覧ください。

8 款 4 項 1 目 都市計画総務費 補正額 2 0 万 2 千円の増は、都市土木班 5 名分の人件費を計上しました。

2 目 土地区画整理費 補正額 6 万 8 千円の増は、坂下東第一土地区画整理特別会計職員 1 名分の人件費を計上しました。

4 目 下水道費 補正額 1 1 万円の増は、下水道事業特別会計職員 2 名分の人件費を計上しました。

1 2 ページをご覧ください。

1 0 款 1 項 2 目 事務局費 補正額 2 9 万 4 千円の増は、教育総務班 6 名分の人件費を計上しました。

3 目 子ども支援費 3 8 万 2 千円の増は、子ども支援班 8 名分の人件費を計上しました。

1 3 ページをご覧ください。

1 0 款 4 項 1 目 幼稚園費 補正額 9 8 万 6 千円の増は、幼稚園 2 1 名分の人件費を計上しました。

1 0 款 5 項 1 目 社会教育総務費 補正額 2 6 万 6 千円の増は、生涯学習班 6 名分の人件費を計上しました。

1 4 ページをご覧ください。

1 0 款 6 項 1 目 保健体育総務費 補正額 6 万 7 千円の増は、生涯学習班 1 名分の人件費を計上しました。

2 目 学校給食費 補正額 8 万 5 千円の増は、学校給食センター 2 名分の人件費を計上しました。

1 5 ページをご覧ください。

1 1 款 1 項 1 目：農業施設災害復旧費 補正額 8 2 1 万 2 千円の増については、8 月 3 日から 4 日の豪雨により被災した袋原地区の農地 3 か所と、本名地区の農業施設 2 か所の計 2 地区 5 か所の農地農業施設災害復旧工事に伴う測量設計委託料を計上しました。

1 3 款 1 項 1 目：予備費、補正額 1, 0 2 4 万 4 千円の減については、歳入歳出額の調整による減額となり、これにより予備費の総額は 1, 5 3 5 万 8 千円となります。

説明は以上です。

◎議長（水野孝一君）

続いて、議案第 8 0 号及び議案第 8 1 号について説明を求めます。

◎生活課長（新井田英君）

議長、生活課長。

◎議長（水野孝一君）

新井田 生活課長。

◎生活課長（新井田英君）

おはようございます。議案第 80 号 令和 4 年度会津坂下町国民健康保険特別会計補正予算(第 3 号)について、ご説明申し上げます。

令和 4 年度 会津坂下町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによりたいとするものです。

第 1 条は、歳入歳出予算の補正であり、既存予算の総額に、歳入歳出それぞれ 30 万円を

追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 17 億 7,067 万 9 千円にしたいとするものです。

第 2 項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」によりたいとするものです。

今回の補正予算は、福島県人事委員会勧告に伴う予算を歳入歳出それぞれに、計上いたしました。

詳細を事項別明細書によりご説明申し上げます。

1 ページをお開き下さい。1 の総括の説明になります。

先ず、歳入です。6 款 繰入金に 30 万円を追加し歳入合計を 17 億 7,067 万 9 千円にするというものです。

次に歳出ですが、2 ページになります。

1 款 総務費に 30 万円を追加し歳出合計を歳入合計と同額の 17 億 7,067 万 9 千円にするというものです。財源内訳では、一般財源 30 万円の増となります。

3 ページをご覧ください。詳細の説明となります。2 の歳入であります。

6 款 1 項 1 目 一般会計繰入金 2 節 職員給与費等繰入金 30 万円の増は、福島県人事委員会勧告に伴う人件費に係る一般会計繰入金分です。

4 ページをご覧ください。3 の歳出です。

1 款 1 項 1 目 2 節 給料 4 万 7 千円の増、3 節 職員手当等 17 万円の増、4 節 共済費 8 万 3 千円の増は、福島県人事委員会勧告に伴う増分となります。以上となります。

続きまして、議案第 81 号 令和 4 年度会津坂下町介護保険特別会計補正予算(第 3 号)について、ご説明申し上げます。

令和 4 年度 会津坂下町介護保険特別会計補正予算(第 3 号)は、次に定めるところによりたいというものです。

第 1 条は、歳入歳出予算の補正であり、既存予算の総額に、歳入歳出それぞれ 46 万 5 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ、24 億 2,497 万 9 千円にしたいとするものであります。

第 2 項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」によりたいとするものです。

今回の補正予算は、福島県人事委員会勧告に伴う予算を歳入歳出それぞれに、計上いたしました。

詳細を事項別明細書によりご説明申し上げます。

1 ページをお開き下さい。1 の総括の説明になります。

先ず、歳入です。7 款 繰入金に 46 万 5 千円を追加し歳入合計を 24 億 2,497 万 9 千円にするというものです。

次に歳出ですが、2 ページになります。

1 款 総務費に 46 万 5 千円を追加し、歳出合計を歳入合計と同額の 24 億 2,497 万 9 千円にするというものです。財源内訳では、一般財源 46 万 5 千円の増となります。

3 ページをご覧ください。詳細の説明となります。

2 の歳入であります。7 款 1 項 4 目 その他一般会計繰入金 1 節 職員給与費等繰入金 46 万 5 千円の増は、福島県人事委員会勧告に伴う人件費に係る一般会計繰入金分です。

4 ページをご覧ください。3 の歳出です。

1 款 1 項 1 目 2 節 給料 12 万 5 千円の増、3 節 職員手当等 21 万 8 千円の増、4 節 共済

費 12 万 2 千円の増は、福島県人事委員会勧告に伴う増分となります。説明は以上です。

◎議長（水野孝一君）

続いて、議案第 8 2 号から議案第 8 5 号までについて説明を求めます。

◎建設課長（古川一夫君）

議長、建設課長。

◎議長（水野孝一君）

古川建設課長。

◎建設課長（古川一夫君）

改めまして、おはようございます。議案第 8 2 号 令和 4 年度会津坂下町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）についてご説明申し上げます。

令和 4 年度会津坂下町の下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによりたいというものであります。

第 1 条は、歳入歳出予算の補正でありまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 11 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 億 4,605 万 8 千円としたいというものであります。

第 2 項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」によりたいというものであります。

今回の補正は、福島県人事委員会勧告に伴う補正であります。

1 ページをお開きください。「第 1 表 歳入歳出予算補正」であります。

詳細につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。

事項別明細書の 1 ページをお開きください。

1 「総括」歳入であります。

5 款「繰入金」を 11 万円増額し、補正後の歳入合計は 5 億 4,605 万 8 千円となります。

2 ページをお開きください。歳出であります。

1 款「下水道事業費」を 11 万円増額し、補正後の歳出合計は 5 億 4,605 万 8 千円となります。財源につきましては、一般財源が 11 万円の増であります。

3 ページをお開きください。歳入であります。

5 款 1 項 1 目「一般会計繰入金」を 11 万円増額したいというものであります。

4 ページをお開きください。歳出であります。

1 款 3 項 1 目「建設費」を 11 万円増額したいというものであります。この内訳としまして、3 節「職員手当等」7 万 1 千円の増、4 節「共済費」3 万 9 千円の増は、福島県人事委員会勧告に伴う人件費の補正であります。以上、説明とさせていただきます。

次に、議案第 8 3 号「令和 4 年度会津坂下町坂下東第一地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）」についてご説明申し上げます。

令和 4 年度会津坂下町の坂下東第一地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによりたいというものであります。

第 1 条は、歳入歳出予算の補正でありまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6 万 8 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 2,984 万 2 千円とした

いというものであります。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によりたいというものであります。

今回の補正は、福島県人事委員会勧告に伴う補正であります。

1ページをお開き下さい。「第1表 歳入歳出予算補正」であります。

詳細につきましては、事項別明細書によりご説明申し上げます。

事項別明細書の1ページをお開きください。

1「総括」歳入であります。3款「繰入金」を6万8千円増額し、補正後の歳入合計は2億2,984万2千円となります。

2ページをお開きください。歳出であります。

1款「事業費」を6万8千円増額し、補正後の歳出合計は、2億2,984万2千円となります。財源内訳につきましては、一般財源が6万8千円の増であります。

3ページをお開き下さい。歳入であります。

3款1項1目「一般会計繰入金」を6万8千円増額したいというものであります。

4ページをお開きください。歳出であります。

1款1項1目「坂下東第一地区事業費」を6万8千円増額したいというものであります。

この内訳としまして、2節「給料」1万9千円の増、3節「職員手当等」3万4千円の増、4節「共済費」1万5千円の増は、福島県人事委員会勧告に伴う人件費の補正であります。以上、説明とさせていただきます。

続きまして、議案第84号 令和4年度会津坂下町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

令和4年度会津坂下町の農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによりたいというものであります。

第1条は、歳入歳出予算の補正でありまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,588万4千円としたいというものであります。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によりたいとするものであります。

今回の補正は、福島県人事委員会勧告に伴う補正であります。

1ページをお開きください。「第1表 歳入歳出予算補正」であります。

詳細につきましては、事項別明細書によりご説明を申し上げます。

事項別明細書の1ページをお開きください。

1「総括」歳入であります。

3款「繰入金」を2万4千円増額し、補正後の歳入合計は6,588万4千円となります。

2ページをお開きください。歳出であります。

1款「農業集落排水事業費」を2万4千円増額し、補正後の歳出合計は6,588万4千円となります。財源内訳につきましては、一般財源が2万4千円の増であります。

3ページをお開きください。歳入であります。

3款1項1目「一般会計繰入金」を2万4千円増額したいというものであります。

4ページをお開きください。歳出であります。

1款1項1目「一般管理費」については、財源内訳の補正であります。今回、維持管理費を補正するに当たり、その財源については特定財源である使用料を最優先に充当するこ

ととなっていることから、特定財源を「維持管理費」に充当し、一般財源を「一般管理費」に充当するものであります。

1 款 2 項 1 目「維持管理費」を 2 万 4 千円増額したいというものであります。

この内訳としまして、3 節「職員手当等」1 万 3 千円の増、4 節「共済費」1 万 1 千円の増は、福島県人事委員会勧告に伴う人件費の補正であります。

以上、説明とさせていただきます。

次に、議案第 85 号「令和 4 年度会津坂下町水道事業会計補正予算（第 3 号）」について、ご説明申し上げます。

第 1 条としまして、令和 4 年度会津坂下町水道事業会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによりたいというものであります。

第 2 条は、令和 4 年度会津坂下町水道事業会計予算第 3 条に定めた収益的支出の予定額を、次のとおり補正したいというものであります。

第 1 款「水道事業費用」を、既決予定額 4 億 8,737 万 4 千円に 29 万 2 千円を追加し、4 億 8,766 万 6 千円に改めたいというものであります。

次に、第 3 条では、予算第 7 条に定めた職員給与費の既決予定額 3,024 万 9 千円に 29 万 2 千円を追加し、3,054 万 1 千円に改めるものであります。

今回の補正は、福島県人事委員会勧告に伴う補正であります。

1 ページをお開き下さい。「実施計画」であります。

詳細につきましては、4 ページの「予算明細書」でご説明申し上げます。

2 ページをお開き下さい。「キャッシュフロー計算書」であります。

資金の増加額は、補正前のマイナス 5,498 万 73 円に 8,723 万 6,107 円増額し 3,225 万 6,034 円となり、資金期末残高は 8 億 2,659 万 7,328 円となります。

次に 3 ページにつきましては、「予定貸借対照表」であり、表記のとおりであります。

4 ページをお開き下さい。「予算明細書」であります。

収益的支出 1 款 1 項 4 目「総係費」を 29 万 2 千円増額したいというものであります。

この内訳としまして、1 節「給料」6 万 5 千円の増、2 節「手当等」10 万 8 千円の増、5 節「法定福利費」7 万 1 千円、6 節「賞与引当金繰入額」4 万 8 千円の増は、福島県人事委員会勧告に伴う人件費の補正であります。

5 ページをお開き下さい。「実施計画説明資料」及び「損益勘定留保資金説明資料」であります。

（1）収益的収支（損益勘定）であります。収益的収入 5 億 1,542 万 7 千円、収益的支出 4 億 8,766 万 6 千円、税込当期純利益 2,776 万 1 千円となり、ここから消費税及び地方消費税資本的収支調整額 1,124 万 3 千円、貯蔵品に係る仮払消費税及び地方消費税 8 千円を差し引き、税抜当期純利益 1,651 万円となるところであります。

補てん財源の明細は、5 ページ下段「補てん財源明細書」のとおりであります。

以上、説明とさせていただきます。

◎議長（水野孝一君）

以上をもって、議案の説明を終わります。

質疑、討論、採決は 1 件ごとに行います。

まず、議案第 78 号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

◎ 6 番（渡部正司君）
議長、6 番。

◎議長（水野孝一君）
6 番、渡部正司君。

◎ 6 番（渡部正司君）
議案第 7 8 号であります、7 9 号で具体的に補正はされていることですが、確認だけさせていただきたいと思います。この人事委員会勧告というのは職員に対して行われていることだと考えていますが、例えば町であれば職員はもとより会計年度任用職員、それからほかの保育士を含めて補助員となっている方がおられます。その方に対しての人事委員会勧告に準じた月例給、期末勤勉手当等のアップというのはどのように考えておられるのか伺いたいと思います。

◎総務課長（佐藤銀四郎君）
議長、総務課長。

◎議長（水野孝一君）
佐藤総務課長。

◎総務課長（佐藤銀四郎君）
会津坂下町の職員としましては、正規の職員並びに会計年度任用職員ということで現在勤務をしております。今回の人事委員会勧告につきましては、職員に対する勧告でございます。今後これらを踏まえ、会計年度任用職員までの給与の改正等々につきましては今後の社会情勢の中で勧告の中に含まれてくると言う事でございます。実際は、甚だ影響が大きい場合については会計年度任用職員の給与についても勧告がなされる場合もございます。今回は改定額が少額であった、影響額が少額であったということで職員のみの改定となっております。

今後の人事委員会勧告の中では大きく変動があった場合には会計年度任用職員までの勧告が含まれる場合もございます。これらの状況を踏まえ、会計年度任用職員の処遇改善等につきましては、今後の勧告内容、勧告の規模をもって検討していきたいと考えております。

◎ 6 番（渡部正司君）
議長、6 番。

◎議長（水野孝一君）
6 番、渡部正司君。

◎ 6 番（渡部正司君）
勧告内容の説明では通勤手当についてのものがありました。これについても職員だけという風に思うのでありますが、今述べていただいた会計年度任用職員までの対象とすると

いうことは考えていないのでしょうか。

◎総務課長（佐藤銀四郎君）
議長、総務課長。

◎議長（水野孝一君）
佐藤総務課長。

◎総務課長（佐藤銀四郎君）
今回の補正内容にございません、通勤手当につきましては3月議会で改定を予定してございます。この中で福島県人事院会勧告に基づいて、県職員についてもこれから改定がされる状況だと思います。その中で、県においても任期付職員としての会計年度任用職員という制度がございますので、県の方で条例改正の中に会計年度任用職員の改定までも含む条例の改定がされれば、自ずと坂下町も改正するということで考えております。

◎6番（渡部正司君）
議長、6番。

◎議長（水野孝一君）
6番、渡部正司君。

◎6番（渡部正司君）
もう1点だけ伺いたいと思うのですが、人事委員会の勧告は毎年決まった時期にあげられているんだなということを感じているんですが、先ほど来申し上げている保育士さんとか補助員の方々はたくさんいらっしゃると思うんですが、そういった方々の格差というのは年々大きくなっているのではないかと危惧して、具体的にどのくらいというのは把握していませんが。そういった方々への現場の声というか、そういう話は上がってこないのでしょうか。

◎総務課長（佐藤銀四郎君）
議長、総務課長。

◎議長（水野孝一君）
佐藤総務課長。

◎総務課長（佐藤銀四郎君）
それらの要望・要求等につきましては、会計年度任用職員の方々に対しても職員と同じく面談を行ってございます。その中で日頃の勤務状況、賃金に対する検討を聴収する機会を年に1度も設けて、全職員行っておりますので、それらの声につきましては今後の町の改正・改定、改善に役立てていきたいという風に考えています。

◎議長（水野孝一君）

他にございませんか。質疑も尽きたようであります。
これをもって、質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

討論も無いようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第78号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

この採決は、起立をもって行います。本案は原案のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

◎議長（水野孝一君）

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第79号「令和4年度 会津坂下町 一般会計補正予算（第6号）」に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

◎6番（渡部正司君）

議長、6番。

◎議長（水野孝一君）

6番、渡部正司君。

◎6番（渡部正司君）

補正予算の人数等の、それから補正額の説明等があったんですが、全協で示していただいた月例給の対象人数とか金額が若干違っていたのではないかなと思っているんですが、そのあたりの確認をさせていただきたいと思います。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

議長、政策財務課長。

◎議長（水野孝一君）

政策財務課長。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

大変申し訳ありません。私の説明が間違っていたようであります。月例給の影響に対しまして全協の方では66名となっており、私の説明は64と言う事ではありますが、今確認

しましたら66が正しいということでございますので、訂正をお願いいたします。

◎議長（水野孝一君）

他に質疑はございませんか。質疑も尽きたようであります。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

討論も無いようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第79号「令和4年度 会津坂下町 一般会計補正予算（第6号）」を採決いたします。

この採決は、起立をもって行います。本案は原案のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

◎議長（水野孝一君）

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第80号「令和4年度 会津坂下町 国民健康保険 特別会計補正予算（第3号）」に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

◎12番（酒井育子君）

議長、12番。

◎議長（水野孝一君）

12番、酒井育子君。

◎12番（酒井育子君）

国民健康保険の補正予算なんですけども、繰入金の30万という事になるわけなんですけど、ここに「他会計繰入金」と書いてあるんですね。ですが、資料の2ページをご覧くださいと一般会計のみ30万の繰入となっているんですが、他繰入金とは何が入っているのかお聞きしたいなと思います。

◎生活課長（新井田英君）

議長、生活課長。

◎議長（水野孝一君）

新井田 生活課長。

◎生活課長（新井田英君）

今回の補正については、給与等のみであります。全体としましては、例えば国保ですと健康管理センターに係る管理費についても繰入していただいているという部分もありますので、その他部分はそういうことになります。今回については人件費のみというような所でございます。

◎12番（酒井育子君）

議長、12番。

◎議長（水野孝一君）

12番、酒井育子君。

◎12番（酒井育子君）

であれば、今回の資料については一般会計から繰入金という風に記載するべきではないのかなと。その時その時で科目が変わるという事は分かっていたのですが、資料に一般会計なのに他会計繰入金というのはないのではないかなと思いました。

◎生活課長（新井田英君）

議長、生活課長。

◎議長（水野孝一君）

新井田 生活課長。

◎生活課長（新井田英君）

第1表の歳入歳出予算補正では他会計繰入金と表示がありますが、詳細の説明の部分事項別明細書の3ページをご覧くださいと、一般会計繰入金という事で表示されておりますのでこれでご理解いただきたいと思います。

◎12番（酒井育子君）

議長、12番。

◎議長（水野孝一君）

12番、酒井育子君。

◎12番（酒井育子君）

私が言っているのは、それは分かっています。しかしながら今回の補正については一般財源という事に限られているわけですから、何もここに「他」というのを入れる必要はなかったのではないかなと思います。科目に一般財源、国保ね、国・県・その他の繰入金とか、歳入ということはわかります。しかしながら今回は一般財源だから、大したことは無いんですが、やはりそうあるべきはないのかなと思ったからお聞きしたまでです。

◎生活課長（新井田英君）

議長、生活課長。

◎議長（水野孝一君）

新井田 生活課長。

◎生活課長（新井田英君）

今後、介護の方も見てみますと「一般会計繰入金」となっておりますので、調整して来年以降考えてみたいと思います。

◎議長（水野孝一君）

他にございませんか。質疑も尽きたようであります。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

討論も無いようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第80号「令和4年度 会津坂下町 国民健康保険 特別会計補正予算（第3号）」を採決いたします。

この採決は、起立をもって行います。本案は原案のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

◎議長（水野孝一君）

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第81号「令和4年度 会津坂下町 介護保険 特別会計補正予算（第3号）」に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（質疑なし）

◎議長（水野孝一君）

質疑も無いようであります。これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

討論も無いようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第81号「令和4年度 会津坂下町 介護保険 特別会計補正予算（第3号）」を採決いたします。

この採決は、起立をもって行います。本案は原案のとおり決定することに、賛成の諸君

の起立を求めます。

(全員起立)

◎議長（水野孝一君）

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第82号「令和4年度 会津坂下町 下水道事業 特別会計補正予算（第2号）」に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

◎議長（水野孝一君）

質疑も無いようであります。これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

討論も無いようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第82号「令和4年度 会津坂下町 下水道事業 特別会計補正予算（第2号）」を採決いたします。

この採決は、起立をもって行います。

本案は、原案のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

◎議長（水野孝一君）

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第83号「令和4年度 会津坂下町 坂下東第一地区土地区画整理事業 特別会計補正予算（第2号）」に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

◎議長（水野孝一君）

質疑も無いようであります。これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

討論も無いようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第 83 号「令和 4 年度 会津坂下町 坂下東第一地区土地区画整理事業 特別会計補正予算（第 2 号）」を採決いたします。

この採決は、起立をもって行います。

本案は、原案のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

◎議長（水野孝一君）

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 84 号「令和 4 年度 会津坂下町 農業集落排水事業 特別会計補正予算（第 3 号）」に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（質疑なし）

◎議長（水野孝一君）

質疑も無いようであります。これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

討論も無いようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第 84 号「令和 4 年度 会津坂下町 農業集落排水事業 特別会計補正予算（第 3 号）」を採決いたします。この採決は、起立を持って行います。

本案は、原案のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

◎議長（水野孝一君）

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 85 号「令和 4 年度 会津坂下町 水道事業会計補正予算（第 3 号）」に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（質疑なし）

◎議長（水野孝一君）

質疑も無いようであります。これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

討論も無いようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第85号「令和4年度 会津坂下町 水道事業会計補正予算（第3号）」を採決いたします。この採決は、起立をもって行います。本案は、原案のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

◎議長（水野孝一君）

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣言

◎議長（水野孝一君）

以上をもって、本臨時会に付された案件の審議は、全部終了いたしました。これをもって、令和4年度第6回会津坂下町議会臨時会を閉会いたします。
ご苦労様でした。

（閉会 午前10時55分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和4年11月25日

会津坂下町議会議長

同 議員

同 議員